

新宿区教育委員会会議録

平成18年第4回定例会

平成18年4月11日

新宿区教育委員会

平成18年第4回新宿区教育委員会定例会

日 時 平成18年4月11日(火)

開会 午後 1時59分

閉会 午後 3時48分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

委 員 長	櫻 井 美 紀 子	委 員	内 藤 頼 誼
委 員	木 島 富 士 雄	教 育 長	金 子 良 江

欠席者

委 員 熊 谷 洋 一

説明のため出席した者の職氏名

次 長	今 野 隆	中央図書館長	小 柳 俊 彦
教育政策課長	渡 部 優 子	教育指導課長	木 下 川 肇
教育環境整備課長	小 池 勇 士	学校運営課長	杉 原 純
副 参 事	山 田 秀 之	生涯学習振興課長	本 間 正 己
生涯学習財団 担当課長	小 野 寺 孝 次		

書記

教育政策課管理係長	久 澄 聰 志	教 育 政 策 課 管 理 係 主 査	伊 丹 昌 広
-----------	---------	------------------------	---------

教育政策課管理係 岩 崎 鉄 次 郎

議事日程

議案

- 日程第 1 議案第 3 1 号 新宿区幼稚園教育職員の旅費支給規則の一部を改正する規則
- 日程第 2 議案第 3 2 号 新宿区立図書館設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則
- 日程第 3 議案第 3 3 号 新宿区文化財保護審議会臨時委員の委嘱について
- 日程第 4 議案第 3 4 号 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長が臨時代理をした件について

選挙

- 日程第 5 新宿区教育委員会委員長の選任について
- 日程第 6 新宿区教育委員会委員長職務代理者の選任について

報告

- 1 教育委員会事務局幹部職員等の人事異動について（教育政策課長）
- 2 平成 1 8 年度新宿区立小・中学校児童生徒数について（学校運営課長）
- 3 平成 1 8 年度学校緑化推進対象校の選定について（教育環境整備課長）
- 4 新宿区立西早稲田・新宿中学校の新校舎の実施設計（案）について（教育環境整備課長）
- 5 公の施設の指定管理者について（生涯学習振興課長）
- 6 平成 1 8 年度財団法人新宿区生涯学習財団事業計画及び収支予算について（生涯学習財団担当課長）
- 7 病院サービスの実施について（中央図書館長）
- 8 平成 1 7 年度新宿区子ども読書活動推進計画の数値目標達成状況の公表について（中央図書館長）
- 9 牛込第三中学校特別教室棟のコンクリート強度不足に伴う対応について（教育環境整備課長）
- 1 0 子どもの生き方パートナー平成 1 7 年度活動実績について（教育政策課長）
- 1 1 平成 1 7 年度施設活用検討会最終報告書について（教育政策課長）
- 1 2 その他

開 会

櫻井委員長 ただいまから、平成18年新宿区教育委員会第4回定例会を開会いたします。

本日の会議には熊谷委員が欠席しておりますが、定足数を満たしております。

本日の会議録の署名者は、木島委員にお願いいたします。

木島委員 わかりました。

議案第31号 新宿区幼稚園教育職員の旅費支給規則の一部を改正する規則

櫻井委員長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 議案第31号 新宿区幼稚園教育職員の旅費支給規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

では、議案の説明を教育政策課長からお願いいたします。

教育政策課長 それでは説明させていただきます。

第31号議案でございますが、「新宿区幼稚園教育職員の旅費支給規則の一部を改正する規則」でございます。

概要でございますけれども、新宿区職員の旅費に関する条例の一部改正により、規則で引用する文言が改正されたことに伴い、規定を整備するものでございます。これは、2006年4月1日以前の行政職の給料表が4月1日以降に、1から10級だったものが1から9級になりまして、1と2が合体されたものでございますので、それに基づいて6級が5級になったということでございます。

具体的には、新旧対照表をごらんいただけますでしょうか。2項の現行が6級以下、これが5級以下になったというものでございます。

以上でございます。

櫻井委員長 ありがとうございます。説明が終わりました。御意見、御質問がございましたらお願いします。

よろしいですね、これは。

では、ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

「議案第31号 新宿区幼稚園教育職員の旅費支給規則の一部を改正する規則」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

櫻井委員長 では、議案第31号は原案のとおり決定いたしました。

議案第32号 新宿区立図書館設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

櫻井委員長 次に「日程第2 議案第32号 新宿区立図書館設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則」を議題といたします。

では、説明を教育政策課長からお願いします。

教育政策課長 第32号議案でございます。「新宿区立図書館設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則」でございます。

概要でございますけれども、新宿区立図書館設置条例の一部を改正する条例の施行日につきましては、条例の附則において、条例の公布の日から起算して2月を超えない範囲内において、新宿区教育委員会規則で定める日から施行すると定めております。施行日を今回平成18年5月5日と定める規則を制定するものでございます。これにつきましては、条例制定時には開設日が確定していなかったためでございます。

提案理由でございますけれども、新宿区立図書館設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める必要があるためでございます。

以上でございます。

櫻井委員長 説明が終わりました。御意見、御質問ございませんでしょうか。

これも期日のことですからよろしいですね。

では、ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

「議案第32号 新宿区立図書館設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

櫻井委員長 では、議案第32号は原案のとおり決定いたしました。

議案第33号 新宿区文化財保護審議会臨時委員の委嘱について

櫻井委員長 次に「日程第3 議案第33号 新宿区文化財保護審議会臨時委員の委嘱について」を議題といたします。

では、議案の説明を教育政策課長からお願いします。

教育政策課長 議案第33号でございます。「新宿区文化財保護審議会臨時委員の委嘱について」でございますが、提案理由としましては、新宿区文化財保護条例第21条第3項に基づき、新宿区文化財保護審議会臨時委員の委嘱を行う必要があるためでございます。昨年12月2日に第12回定例会で諮問させていただいたものでございますが、約1年間の臨時委員として委嘱させていただきます。

次のページに臨時委員のお名前がございます。初田亨さん、建築史都市史が専攻でございます。新宿区景観まちづくり審議会副会長、工学院大学教授でございます。

もう一方、橋本英重さんでございます。メディア論コンテンツ論、新宿区区民会議第5分科会学識経験者でございます。早稲田大学インキュベーターマネージャーでございます。いずれも19年3月31日まででございます。これにつきましては、従来の委員の湯浅氏と鈴木氏を加えた4名で部会を設置する予定でございます。

以上でございます。

櫻井委員長 ありがとうございます。説明が終わりました。御意見、御質問をどうぞ。

内藤委員、お願いします。

内藤委員 ちょっと聞き落としてしまったんですが、この4人の方で何をなさるんですか。臨時委員を加えて何を。すみません、ちょっと聞き落としたので。

櫻井委員長 生涯学習振興課長。

生涯学習振興課長 昨年、教育委員会から諮問されました新宿区内に所在する近代以降の資料に関する取り扱いについてというものがございます。それに関しまして部会を設置することということでございます。その部会の委員として、従来の委員と、それから今回の臨時委員2人ということで、4名で行うということでございます。

内藤委員 わかりました。

櫻井委員長 ほかにございませんでしょうか。よろしいですか。

では、ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

「議案第33号 新宿区文化財保護審議会臨時委員の委嘱について」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

櫻井委員長 では、議案第33号は原案のとおり決定いたしました。

議案第34号 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員

会教育長が臨時代理をした件について

櫻井委員長 次に、「日程第4 議案第34号 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長が臨時代理をした件について」を議題といたします。

では、議案の説明を教育政策課長からお願いいたします。

教育政策課長 議案第34号でございます。「新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長が臨時代理をした件について」でございます。

提案理由でございますが、新宿区教育委員会の臨時代理に関する規則第2条第1号の規定に基づき、新宿区教育委員会教育長が臨時に代理を行ったので、同規則第3条第1項により報告し、承認を得る必要があるためでございます。

次のページに具体的なことが書いてございます。記書き以下でございますけれども、1、臨時代理の要件該当性でございます。新宿区立区民ギャラリーの規則改正については、団体登録有効期限を3年間に変更するなどの改正内容及び指定管理者の更新時期を考慮すると、4月から実施する必要がある。区民ギャラリーにつきましては、環境学習センターとの複合施設であることから、当該施設を主管する環境土木部環境保全課と生涯学習振興課で利用方法等についての見直しを協議いたしまして、3月末にまとまったところでございます。この状況から、「新宿区立区民ギャラリー条例施行規則の一部を改正する規則」の決定については、新宿区教育委員会の臨時代理に関する規則第2条第1号に規定する緊急に処理しなければならない事由が生じ、教育委員会を召集するいとまがないときに該当いたしますということでございます。

2番目として、臨時代理を行った日でございますが、18年3月31日でございます。

臨時代理を行った事務の件名でございますが、「新宿区立区民ギャラリー条例施行規則の一部を改正する規則」の決定でございます。

4番目、規則改正の内容、理由でございます。(1)で利用者の利便性向上を図るために、団体登録の登録有効期限を2年間から3年間に変更いたします。また、利用料金の納入方法を窓口納入のほかに金融機関でも納入できるようにいたします。(2)でございますが、許可なく金品を募集し物品を販売しないこと等を、利用者の遵守事項に加えるということでございます。次に(3)でございますが、特に認めた場所での喫煙をできる規定を削除しまして、施設内は全面禁煙とするということでございます。

施行日につきましては、平成18年4月1日でございます。

次のところに具体的な規則がございます。この中で裏のページに新旧対照表がございます。

後ろを見ていただけますでしょうか。改正案と現行の差でございますけれども、まず第13条の1行目でございますが、現行は「指定管理者が指定する」となっております。これを「委員会が指定する」ということにかえさせていただいております。この理由につきましては、登録の有効期限は利用者の権利にかかわることなものですから、指定管理者から許認可の指定としてかえたということでございます。その次に、先ほど御説明した現行「翌年度」でございますけれども、それを「翌々年度」にかえたということでございます。

次に18条でございますけれども、従来は「利用料金は利用承認書の交付を受けたときに納入しなければいけない」となっておりましたのを削除しまして、金融機関で払えるようにしたということでございます。

第21条でございますが、(1)で従来の現行でございますけれども、「利用承認を受けることなく展示ホール等を利用しないこと」とありましたのを、「展示ホール等に立ち入らないこと」ということを加えさせていただいたものでございます。追加でございますけれども、これは改正案21条の5項でございますが、「許可なく寄附金その他の金品を募集し、物品を陳列し、若しくは販売し、又は飲食物を提供しないこと。」これを追加させていただいたものでございます。

次に27条でございますが、先ほど御説明しましたとおり、ギャラリーを全面禁煙とするということにかえさせていただいたものでございます。

以上でございます。

櫻井委員長 ありがとうございます。説明が終わりました。御意見、御質問をお願いします。

内藤委員、お願いします。

内藤委員 質問というか、意見として申し上げておいた方がいいと思うんですが、これは「緊急に処理しなければならない事由が生じて、教育委員会を召集するいとまがないときに該当する」。この決定手続自体は、結果については全く意義ありませんが、この事案それ自体のどこが緊急なんですか。3月末にならなければ決まらないということではないと思います。

櫻井委員長 どなたでしょう。生涯学習振興課長ですか。

生涯学習振興課長 昨年度の状況なんですが、これにつきましては、この案件に関して検討の方が若干漏れていたという面もございましたので、こういう状況になったということでございます。

内藤委員 余り漏れないように。以上です。

櫻井委員長 漏れていたの、急遽押し込む必要があったということですね。

ほかにございませんか。

では、ほかに御意見、御質問がないようでしたら、討論及び質疑を終了いたします。

「議案第34号 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長が臨時代理をした件について」を原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

櫻井委員長 では、議案第34号は原案のとおり決定いたしました。

以上で本日の議事は終了いたしました。

新宿区教育委員会委員長の選任について

櫻井委員長 次に、選挙に入ります。

「日程第5 新宿区教育委員会委員長の選任」を行います。

委員長の選任について、事務局から説明をお願いいたします。

教育政策課長。

教育政策課長 日程第5につきましては、現委員長の任期が5月1日をもって満了し、教育委員会の設置を定めております「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の第12条第1項の規定に基づき、5月2日より就任する委員長の選任を教育委員会で選挙するというものです。

なお、同項に「教育長に任命された委員を除く委員のうちから、委員長を選挙しなければならない」と規定されてございますので、教育長以外の委員の中から選任していただくというものでございます。

新たに選任される委員長の任期は、同法第12条第2項に1年と定められていますので、平成18年5月2日から平成19年5月1日までとなります。

選挙の方法ですが、新宿区教育委員会会議規則第6条の規定により、単記無記名投票が原則ですが、各委員に意義のない場合は、指名推薦をもって投票にかえることができます。単記無記名投票の方法を用いる場合においては、有効投票の最多数を得た者をもって当選者といたします。また、指名推薦の方法を用いる場合においては、被指名人をもって当選者と定めるべきかどうかを会議に諮り、出席委員の全員の同意があった者をもって当選者といたします。

最後になりますが、本日所要のため欠席されている熊谷委員から、お手元のとおり、日程第5及び日程第6の件に関して委員長に一任をいただいておりますので、御確認ください。

以上でございます。

櫻井委員長 ありがとうございます。それでは、委員長の選挙を行います。

選挙方法は、単記無記名投票が原則ですが、各委員に異議のない場合は指名推薦をもって投票にかえることができます。

まず選挙方法についてお諮りいたします。御発議のある方はどうぞお願いします。

木島委員、お願いします。

木島委員 選任は指名推薦で行うことを提案いたします。

櫻井委員長 ただいま、木島委員より指名推薦による選任の御提案がありました。指名推薦により選任するということによろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

櫻井委員長 異議なしと認め、委員長の選任は指名推薦により行います。指名推薦について御発言のある方はどうぞお願いします。

木島委員、お願いします。

木島委員 委員長に内藤委員を推薦いたします。

櫻井委員長 ただいま、内藤委員が指名推薦されました。ほかに御発言のある方はお願いいたします。

ございませんね。

それでは、被指名人を当選者と定めるかどうかを諮ります。指名推薦のとおり、内藤委員を委員長に決定することに同意される方は挙手をお願いします。

〔全員が挙手〕

櫻井委員長 全員ですね。それでは出席委員全員の同意がありましたので、「日程第5 新宿区教育委員会委員長の選任について」は、内藤委員で決定いたしました。

新宿区教育委員会委員長職務代理者の選任について

櫻井委員長 次に、「日程第6 新宿区教育委員会委員長職務代理者の選任」を行います。

委員長職務代理者の指定について、事務局から説明をお願いいたします。

教育政策課長。

教育政策課長 日程第6につきましては、委員長職務代理者の選任に関するもので、職務代

理者の任期は新宿区教育委員会会議規則第7条の規定により、その指定のときから次の委員長選挙までとなっております。指定方法は、委員長選挙と同様に単記無記名投票が原則ですが、各委員に異議のない場合は指名推薦をもって投票にかえることができます。

以上でございます。

櫻井委員長 ありがとうございます。それでは、委員長職務代理者の指定を行います。

指定方法は単記無記名投票が原則ですが、各委員に異議のない場合は指名推薦をもって投票にかえることができます。

まず、指定方法についてお諮りいたします。御発議のある方はどうぞお願いします。

教育長。

教育長 選任は指名推薦で行うことを提案いたします。

櫻井委員長 ただいま、教育長より指名推薦による選任の提案がありました。指名推薦により選任するということよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

櫻井委員長 異議なしと認め、委員長職務代理者の選任は指名推薦により行います。指名推薦について御発言のある方はどうぞお願いいたします。

教育長。

教育長 委員長の御推薦で選任してはいかがでしょうか。

櫻井委員長 教育長より、私の推薦で選任を行う提案がありましたが、よろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

櫻井委員長 それでは、私は、委員長職務代理者に熊谷委員を推薦いたします。ほかに御発言はございませんか。御発言がないと認め、被指名人を当選者と定めるかどうかを諮ります。指名推薦のとおり、熊谷委員を委員長職務代理者に決定することに同意される方は挙手をお願いいたします。

〔全員が挙手〕

櫻井委員長 ありがとうございます。それでは、出席委員全員の同意がありましたので、「日程第6 新宿区教育委員会委員長職務代理者の選任について」は、熊谷委員で決定いたしました。

なお、委員長職務代理者は、この指定により、指定のときから任期が開始することになります。熊谷委員には、選任結果を教育長からお伝えいただきます。

では、以上で本日の選挙は終了いたしました。

- 報告 1 教育委員会事務局幹部職員等の人事異動について
- 報告 2 平成18年度新宿区立小・中学校児童生徒数について
- 報告 3 平成18年度学校緑化推進対象校の選定について
- 報告 4 新宿区立西早稲田・新宿中学校の新校舎の実施設計(案)について
- 報告 5 公の施設の指定管理者について
- 報告 6 平成18年度財団法人新宿区生涯学習財団事業計画及び収支予算について
- 報告 7 病院サービスの実施について
- 報告 8 平成17年度新宿区子ども読書活動推進計画の数値目標達成状況の公表について
- 報告 9 牛込第三中学校特別教室棟のコンクリート強度不足に伴う対応について
- 報告10 子どもの生き方パートナー平成17年度活動実績について
- 報告11 平成17年度施設活用検討会最終報告書について
- 報告12 その他

櫻井委員長 次に事務局からの報告を受けます。

報告1から報告11までについて一括して説明を受け、質疑を行います。ちょっと多いんですけれども。

事務局から説明をお願いいたします。

教育政策課長、お願いします。

教育政策課長 それでは始めに、教育委員会事務局幹部職員等の人事異動が4月1日付でございましたので御紹介させていただきます。報告1でございます。なお、異動者のみとさせていただきます。

教育委員会事務局副参事、山田秀之でございます。

副参事 山田でございます。よろしくをお願いいたします。

教育政策課長 次に、教育環境整備課長、小池勇士でございます。

教育環境整備課長 小池でございます。よろしくをお願いいたします。

教育政策課長 次に、生涯学習振興課長、本間正己でございます。

生涯学習振興課長 本間です。よろしくをお願いいたします。

教育政策課長 最後に、私、教育政策課長、渡部でございます。よろしくお願いいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

それから、指導主事も異動がございましたので、教育指導課長から御紹介させていただきます。

櫻井委員長 教育指導課長。

教育指導課長 それでは、指導主事にも異動がございましたので、御紹介をさせていただきます。

佐藤興二。教育指導課指導主事から教育指導課統括指導主事に昇任でございます。

佐藤統括指導主事 佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

教育指導課長 福留正也でございます。

福留指導主事 福留でございます。よろしくお願いいたします。

教育指導課長 板橋区立向原小学校主幹より転入でございます。

次に、塩練裕子でございます。

塩練指導主事 塩練でございます。よろしくお願いいたします。

教育指導課長 町田市立高ヶ坂小学校主幹より転入でございます。

次に、木内苗津子でございます。

木内指導主事 木内と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

教育指導課長 世田谷区立深沢中学校教諭より転入でございます。

なお、平林久美子は墨田区立押上小学校副校長に昇任し、石村康代は日野市立平山中学校副校長に昇任いたしました。長く、いろいろと御指導いただきましたことを御礼申し上げます。

櫻井委員長 では、学校運営課長。

学校運営課長 報告の2でございます。平成18年度新宿区立小・中学校児童生徒数についてでございます。資料に従ってポイントを御説明いたします。

小学校の新1年生でございますが、合計が1,398名。前年の4月1日現在と比較いたしまして、46名多い新入生です。児童数の合計が7,969名。前年同期と比較しますと、合計では29名の減でございます。学級数は新1年生が47学級で、前年に対し1学級の増。合計の学級数は276で、逆に1学級の減でございます。

中学校でございますが、新1年生が956名で、こちらも47名の増でございます。合計の生徒数は2,851で、76名の減でございます。学級数は新1年生が29学級で1学級の増。合計で

は88学級で2学級の減でございます。

心身障害学級の方ですが、小学校の学級数23は、前年の同期に比較して4学級の増でございます。新1年生は14名で7名の増でございます。合計児童数が84名で、10名の増でございます。なお、6番と7番の破線で囲っております通級学級につきましては、児童数をこちらではカウントしてございません。原籍の学校の方でカウントしております。

心身障害学級の中学校の方でございますが、合計の学級数が8学級で、1学級の増でございます。こちらは、中央で破線で囲っております落合第二中学校の情緒障害学級の通級学級を新設したためでございます。新1年生は10名で、1名の減。合計の生徒数は30名で、こちらは6名の増でございます。

日本語学級は、大久保小学校に通級学級として設置しておりますが、学級数は変わらず。小学校の新1年生が1名の増で8名。合計は36名で1名の減でございます。

合計の小学生の総数、中学生の総数は、右手の中央に書いてございますが、小学生が8,053名で、前年に比較して19名の減。学級数は301で、3学級の増でございます。中学生は2,881で、前年に比較しますと70名の減。学級数は96で、1学級の減でございます。

小学校の方ですが、新1年生の抽選の対象となった学校が、3番の市谷小学校、9番の余丁町小学校、28番の柏木小学校と30番の西戸山小学校でございます。それぞれ、学校が引き受ける上限の数字に近いところまで新入生が入っております。

このほかに特筆すべきところを申しますと、11番の四谷第三小学校と四谷第四小学校は、この2つの小学校が存立しますのは本年度が最後で、19年4月からは四谷小学校の統合新校に移るのでございますが、1年生から6年生まで、6年生はこの次は中学生なんです、両校の児童を足しますと、各学年とも2学級に納まっております。それから、19番の戸塚第二小学校ですが、こちらは新1年生が久しぶりに2学級になっております。43名で2学級です。18年度に学校内の学童クラブを設置することが、保護者の選択を呼んだというように考えております。

新1年生以外で申し上げますと、市谷小学校は、昨年の1年生が80名を超えた状態で2学級で運営しておりましたが、新2年生となって81名、3学級で運営をいたします。それから、29番の西新宿小学校の6年生は、新6年生が40名ちょうど減っておりますが、学級維持制度を適用し、2学級で運営をいたします。小学校については以上のようなことが特徴的でございます。

中学校の方は、抽選になりましたのは、3番の牛込第三中学校と5番の西早稲田中学校で

ございます。西早稲田中学校は特に多く、150名でございます。こちらは、各学校の新1年生にかなり変動が大きく、1番の牛込第一中学校は、前年の1年生に対し38名の増という伸び方でございます。減の方は、将来の統合対象となった西戸山第二中学校が、同じく38名の減で、新生は16名という状態でございます。

それから、落合第二中学校の通級学級の方ですが、先ほど心身障害学級の方で説明すればよかったです。1年生は3名。2年生も3名。合計6名でスタートいたします。学級数は1学級の予定でございます。

以上、雑駁ですが、新宿区立小・中学校児童生徒数、4月1日現在の数字を御説明いたしました。

櫻井委員長 ありがとうございます。

では、教育環境整備課長、お願いします。

教育環境整備課長 それでは、報告3のペーパーをごらんいただきたいと思います。平成18年度学校緑化推進対象校の選定についてでございます。

まず1番、経緯のところでございます。この事業につきましては、「みんなでみどり公共施設緑化プラン」の事業として行われるものでございまして、平成15年度より環境土木部の事業として行っております。4段目でございますが、環境土木課からの協力依頼を受けまして、全学校に対しまして本年2月、学校緑化推進提案書の提出を依頼しております。その回答を参考に環境土木部と協議の上、今回、平成18年度の学校緑化推進対象校を選定した次第でございます。

事業の概要につきましては、こちらでございます。とりわけ3)の計画校数でございますが、各年次9校。予算規模といたしましては5カ年で8,360万を予定してございます。3番でございますが、選定されました18年度学校緑化対象校につきましては、ごらんの9校でございます。

4番にまいりまして対象校の選定につきましては、先ほどもございましたが、各学校から提出されました個々の緑化内容に加えまして、緑化に対する学校の取り組み姿勢、あるいは地域との協働の取り組み、各学校の設置状況、あるいは18年度の工事予定といったものを総合的に勘案いたしまして選定をさせていただいております。なお書きのところでございますが、今年度対象にあたらなかった8校につきましては、事業の最終年度、来年度になりますが、平成19年度に自動的に対象校になるというものでございます。

5番の緑化の内容につきましては、提案を中心に現場調査を踏まえながら、環境土木部と

具体的に詰めてまいりたいということでございます。

一例ということでこちらにございますが、愛日小においては花壇整備を中心に、西戸山中学校においては学校外回り、植え込みの整備を中心に取り組んでいるという内容でございます。

裏面に学校緑化実績ということで、平成15年、16年、17年、それぞれの実績を添付してございます。御参照いただければと思います。

以上でございます。

櫻井委員長 ありがとうございます。では、引き続きですね。

教育環境整備課長 それでは、引き続き報告4でございます。西早稲田・新宿中学校の新校舎実施計画についてということでございます。

まず、表紙でございますが、実施計画についてということでこちらにございまして、平成18年3月27日に第3回新宿中学校校舎検討委員会、及び28日に第4回の西早稲田中学校新校舎検討委員会を開催しております。それを受けまして、実施計画を報告するという内容でございます。なお書きにございまして、今回の実施計画、実施設計を持ちまして検討事項終了ということで、各新校舎検討委員会を休会といたしまして、落成式終了後解散ということにつきまして了承されたものでございます。

それでは、最初に西早稲田中学校の方から御説明いたしたいと思っております。お手元の実施計画案をごらんいただきたいと思います。

まず、左側に新校舎のイメージパースがございまして、右側に計画概要というところがございますので、こちらを中心に御説明申し上げたいと思っております。計画概要のところがございます。まず、計画地は旧戸塚第一中学校跡地でございます。敷地面積は1万3,525平米。都市計画制限ということで、こちらの用途地域は第一種中高層住居地域、商業地域、第一種住居地域と、この3つからなっている特異の土地でございます。右側にまいりまして、構造規模でございますが、鉄筋コンクリート造一部鉄骨造、地上5階建てでございます。最高高さが約19.9メートル。1つあけまして建築面積でございますが、3,526平米ということで、建ぺい率は括弧書きで26.1%となっております。こちら26.1%が建物ということで、残りは校庭ということになるわけでございますが、新宿区の中学で最も広い校庭という形になってございます。延べ床面積が9,081平米。容積率が67%でございます。一番下の建設工事予定でございますが、平成18年6月下旬から平成20年2月末を予定してございます。

それでは、具体的に各階の特徴的なところだけを抜粋して申し上げたいと思っております。

次のページをおめくりいただきまして、一番下が1階のグラウンド部分になってございます。グラウンドは、こちらにございますとおり200メートルのトラック、100メートルの直線コース、あと野球場が90メートルと50メートルとれるようになってございます。サッカーコートにつきましては、47メートルと90メートルのコートをとれる形になってございます。

中段のところは1階部分でございますが、まずは校舎棟がございまして、給食調理室がございまして、右側でございます。その隣に家庭科室がございまして、こちらの給食調理室につきましては、今回オール電化厨房ということ。また家庭科室につきましては、IH調理器といったものの導入も図ってございます。こちらの1階部分につきましては、図書室、コンピューター室、モニュメントコーナー、そして左側にアリーナと武道場を配置してございます。

次に2階部分でございますが、こちらにつきましては、校長室、職員室となっております。

次のページをおめくりいただきたいと思っております。

3階部分でございますが、こちらについては、一番下を書いてございますが、美術室が2つ、理科室が2つとなっております。中段は4階部分でございます。25メートル6コースのプール、それに技術室が配置されてございます。一番上、5階部分が最上階ということで、多目的兼ランチルームプラス音楽室が2つということで、1階から5階までを通じまして普通教室が15、3学年5クラスが配置されているという内容でございます。

次のページをおめくりいただきたいと思っております。4ページになります。

絵図面図、断面図ということで、こちらにつきましては、まず基本設計段階からの変更点ということで申し上げますと、美術室が1室であったのが2室になったこと。あるいは特別活動室と視聴覚室が各1室であったのが1室兼用になったことなどがございまして、そしてこちらの校舎の配置でございますが、一応、北側住民に配慮というようなことがございましたので、北側の建物を低層としているということで、断面図をごらんいただきますとわかるとおり、段差があるような形の校舎になってございます。

そのほかに特徴的なところを申し上げますと、この建物につきましては、まず梁がないことということで、普通の建物については柱壁があるわけでございますが、そういったものを廃しまして、なるべくフラットな教室にしたということでございます。ただし、壁の厚さを通常の15センチから40センチ、こういったものを上げたことによりまして、構造計算上も通常の建物の1.25倍の耐力度を付加しているということでございます。新宿区の建物ではこのような構造体は初めてということでございます。

以上、雑駁でございますが西早稲田中学校を終わりました、引き続き新宿中学校の方をごらんいただきたいと思います。

左側に完成模型図の写真がございます。こちらにつきましても計画概要を中心に御報告させていただきますと思います。

まず、計画地は旧大久保中学校跡地。敷地面積が1万1,675.47平米でございます。こちらの用途地域は第一種中高層住居専用地域でございます。右側にまいりまして構造規模でございますが、鉄筋コンクリート造、地下1階、地上5階建てでございます。最高高さが19.7メートル。こちらの建築面積でございますが、3,720.32平米。建ぺい率が31.9%。延べ床面積にいたしますと9,146.16平米という形になってございます。一番下でございますが、建築工事は18年6月下旬から平成20年2月末ということでございます。

次のページをおめくりいただきたいと思います。1階平面図がございます。こちらもグラウンド部分は右側になりますが、150メートルのトラックと75メートルの直線コースをとれるような形になっております。あと、1階部分につきましては、多目的ランチルーム、技術室、身障学級が2室という形になっております。左側に地下1階平面図ということになってございます。こちらにつきましては、調理室と備蓄倉庫といったものを配置してございます。

3ページ目をお開きいただきたいと思います。2階平面図でございますが、左側部分になりますが、まずアリーナがございまして、こちらは理科室が2教室、美術室、校長、職員室。そして左上の部分になりますが、こちらが従来第2グラウンドということでグラウンド部分でございましたが、こちらの方に武道場、あるいはミーティングルームといったものを配置してございます。次に右側が3階の平面図になっておりますが、こちらには音楽室、コンピューター室、家庭科室、美術室、視聴覚室、こういった教室を配置しているということでございます。

次のページをおめくりいただきたいと思います。4ページ目でございます。

まず、左側4階部分でございますが、こちらにつきましては多目的教室と図書室。そして右側の5階平面図部分でございますが、25メートルの6コースプール、あと屋上緑化、こうしたものを配置してございます。地下1階から5階まで、普通教室につきましては12室を配置してございます。

最後に、先ほどと同様、平面図、断面図がございます。

1つ、こちらの学校の特徴としては、緑を残すように努力したという点が挙げられるということでございます。

以上、雑駁ではございますが、説明にかえさせていただきます。

櫻井委員長 ありがとうございます。では、生涯学習振興課長。

生涯学習振興課長 私の方からは、黄色いファイルの資料でございます。

4月1日から7種類の生涯学習スポーツ施設の指定管理者をスタートいたしました。4月1日付で指定管理者との基本協定書及び年度協定書が締結されましたので、これについて御説明を申し上げます。

黄色いファイルの一番最初に、新宿区立新宿スポーツセンター基本協定書がございます。開いていただきまして、「新宿区（以下「甲」という。）と東宝サービスセンターグループ（以下「乙」という。）は、次のとおり新宿区立新宿スポーツセンターの管理に関して基本協定を締結する」というのがございます。

第1章が総則でございます。第2条に指定管理者の指定の意義というのがございます。「民間事業者たる乙の能力を活用しつつ、区民等の利用者に対するサービスの効果及び効率を向上させ、もって区民の健康・体力の増進及び生涯スポーツ社会の実現を図ることにあり」ということでございます。

第3条が、この新宿スポーツセンター独自のものとございます。第3条に、公共性及び民間事業の趣旨の尊重というものがございます。「乙はスポーツセンターの設置目的、指定管理者の指定の意義及び施設管理者が行う管理業務の実施にあたって求められる公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重する」となっています。第2項で、「甲は、本業務が利益の創出を基本とする民間事業者によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重する」ということになっております。飛びまして次のページです。めくっていただきまして第7条に指定の期間がございます。平成18年4月1日から平成23年3月31日ということで、5年間ということでございます。

第2章に本業務の範囲と実施条件ということがございます。

続きまして第3章ですが、本業務の実施というのがございます。めくっていただきまして、その中に第18条、施設貸出システムというのがございます。その第3項、「乙は甲から「施設貸出システム」の管理運営の委託を受けている財団法人新宿区生涯学習財団と緊密に連絡をとり、連携・協力して貸出業務に遺漏のないように努めることとする」ということでございます。これは、いわゆる事前登録によるインターネットの申し込みができるということ、それから引き続いて口座振込みによる利用料金の支払いというものができます。

めくっていただきまして、第4章に個人情報の保護及び情報の公開に関する事項が掲げら

れております。

下に第5章、事業計画書・事業報告書等に関する事項。これは、これからの事業運営のことでございますので説明いたしますが、事業計画書、第27条でございます。「乙は、毎年度甲が指定する期日までに事業計画書を提出し、甲の承認を得なければならない」ということです。現在、提案書という形で出ておりますが、4月中に正規のものは完成するという予定でございます。続きまして第28条に事業報告書等がございます。これはいわゆる月次報告でございます。毎月の報告で、翌月20までに報告ということで、(1)から(7)までがございます。第2項になりますが、これが年次報告でございます。年度が終わった後30日以内に報告ということで、(1)から(7)までございます。

めくっていただきまして、第6章に管理経費(指定管理料)に関する事項がございます。

続きまして第7章に、利用料金等に関する事項というのがございます。

それから第8章に、損害賠償及び不可抗力に関する事項というのがございます。

めくっていただきまして第9章。第9章には、指定期間の満了に伴う取り扱い等が掲げられてございます。

第10章に、指定期間満了以前の指定の取り消しについて掲げてございます。

右側ですが第11章、その他で今後のことですが、第49条に運営会議の設置というのがございます。49条に「甲と乙は本業務を円滑に実施するため、情報交換や業務の調整を図る運営会議を設置する」ということでございます。その下に53条、収益の還元。これはスポーツセンター独自のものです。53条に「乙は、本協定開始後各年度期間中に収入した利用料金とスポーツ事業収入の総額が一定の予定額を上回った場合は、年度協定において定める額を、各年度終了後、速やかに甲に納付するものとする」ということで、収益の還元というのがございます。

以上が基本協定の概略でございますが、それに基づきまして年度協定書というものが結ばれております。新宿区スポーツセンターの年度協定書、めくっていただきまして第1条に年度協定の目的というのがございます。ここで何を定めるのかといいますが3つありまして、指定管理料、それから2番目、利用料金、そして収益の還元について定めております。第4条に、平成18年度の指定管理料ということで掲げてあります。1億4,444万7,000円でございます。第5条に、平成18年度の利用料金というのがございます。これは後から出てくる別表に出ているわけですが、これによりまして、7月から利用時間が9時から10時ということで1時間延長されること。利用区分が3区分から4区分になるというようなことが出て

おります。

続きまして、第6条に平成18年度の収益の還元について出ております。先ほど出ていました基本協定に基づきまして、今年度は40%に相当する額を甲に納付するという事です。

「利用料金収入とスポーツ事業収入の実績総額が年度協定で見込んだ利用料金収入とスポーツ事業の総額を上回った場合に、40%を甲に納付するというものでございます。

以上を持ちまして、新宿スポーツセンターの基本協定書についての説明を終わります。

以下は、基本的につくりとしては同じになっております。ということで、少しはしよりまして説明をさせていただきます。

続きまして新宿区立新宿コスミックスポーツセンター以下ですが、この以下の6種類の施設については、新宿区生涯学習財団が指定管理者ということになっております。基本協定書に関しましては、ちょっとめくっていただきまして、第2条に先ほどのスポーツセンターとは異なる指定管理者の指定の意義が書いてございます。「公益法人としての信頼性と機動力を活用して、区民団体等との協働・連携による多様な生涯学習事業を展開し、もって区の生涯学習の拠点として生涯学習の振興に寄与することにあることを確認する」ということでございます。

以下は、つくりはスポーツセンターと基本的に同じでございます。今年度の年度協定書の方にまで飛ばさせていただきます。新宿区コスミックスポーツセンターの管理に関する年度協定書。めくっていただきまして、第4条に平成18年度の指定管理料が載っております。金額が2億8,348万円ということでございます。それから第5条に平成18年度の利用料金ということで載っております。それで、これはやはり別表に載っているわけですが、新たに多目的室、多目的広場等が設置されているということでございます。

続きまして飛びまして、新宿区立大久保スポーツプラザでございますが、これもつくりとしては同じになっております。それで飛ばさせていただきます。年度協定書の方でございます。新宿区立大久保スポーツプラザ年度協定書の第4条、平成18年度の指定管理料でございますが、これにつきましては2,428万2,000円ということでございます。それから第5条に平成18年度の利用料金ということで、これも別表という形で載せさせていただきます。

続きまして、新宿区立公園内体育施設の基本協定書等でございます。公園内体育施設というのは3つの野球場、3つの庭球場、それから1つの運動広場ということでございます。これについても基本協定書のつくりは同じでございますので、年度協定書の方に飛ばさせてい

ただきますが、年度協定書の第4条に平成18年度の指定管理料が規定されております。第4条第3項で、金額としては3,662万7,000円ということでございます。それから第5条に平成18年度の利用料金ということで、別表に掲げてございます。

続きまして、新宿区立社会教育会館の基本協定書でございます。これはつくりも同じですが、社会教育会館は7館と1分館でございます。ここがほかと違うのは、2年間の指定期間ということでございます。これは、今後社会教育会館のあり方等を見直すということからして、2年間という指定期間でございます。基本協定書のつくりは同じですので、年度協定書の方に移らせてもらいます。社会教育会館の年度協定書は、第4条に指定管理料が出ておまして、第3号で1億5,758万5,000円ということでございます。第5条に平成18年度の利用料金ということで出ております。基本的に社会教育会館は従来と同じ区分、利用料金ということでございます。

続きまして、新宿区立新宿歴史博物館の基本協定書等でございます。つくりは同じでございます。飛ばさせていただきますが、年度協定書でございますが、第4条の第1項第3号で金額が出ております。指定管理料は9,027万2,000円でございます。第5条に平成18年度の利用料金が出ております。これは別紙に出ているんですが、新たに歴史博物館は講堂の貸し出し等を行うということでございます。

最後に林芙美子記念館の基本協定書等でございますが、つくりは同様でございます。それで年度協定書に飛ばさせていただきますが、平成18年度指定管理料、第4条というところの第1項第3号に金額として、1,430万1,000円ということでございます。平成18年度の利用料金は、第5条のこの表に掲げられているところでございます。

以上、雑駁ですが、説明を終わらせていただきます。

櫻井委員長 ありがとうございます。

では、生涯学習財団担当課長、お願いします。

生涯学習財団担当課長 それでは、生涯学習財団の18年度の事業計画及び収支予算について御報告をさせていただきます。時間の関係もございまして、特徴点に絞って報告をいたします。

まず、お手元に報告6の冊子になっている資料が配付されていると思います。その2ページ、3ページのあたりからごらんいただきたいと思います。この事業の体系図につきましては、生涯学習財団の寄附行為の順に従って作成したものでございますが、この表の一番右枠の方が、それぞれ具体的な事業という形で記載をしているものでございます。18年度につき

ましては、各ライフステージに対応するように事業量のバランスを確保するということに留意したものでございます。この枠内に星印がついてございますのは新規事業でございます、それから米印の部分につきましては拡充事業という形で印をしているものでございます。新規拡充事業は18事業ございまして、そのうち15事業が新規事業であり、財団の自主事業という位置づけになってございます。これらによって、後ほど収支で御説明いたしますが、自主事業の規模につきましては、ほぼ前年度から倍増という形になります。これは、財団の経営計画上、自主性を高めるという点で大きな課題になっていた一つでございますが、ここで、少しその方向に大きく踏み出すことができたということが言えるだろうというふうに思います。4ページまで同じような形でもって体系図が書かれてございますが、特徴的な点につきまして、この冊子の中から幾つか抜き出して御報告をいたしたいと思っております。

まず、10ページをごらんいただきたいと思っております。10ページの下段の方になりますが、生涯学習のバリアフリー推進事業というくくりのところでございます。この部分につきましては、各団体並びに区議会等からも障害者の参加機会ということについて要望を受けていたものでございますが、今年度、この障害者のための事業につきましては大幅にふやし、対象者を広げて実施するというような内容がここには書かれているものでございます。特に障害者の方につきましては、区内にあります障害者団体、並びに障害者スポーツ団体等との連携の中で事業を進め、対象者を広げながら実施するというものでございます。

それから、15ページをごらんいただきたいと思っております。これは財団の事業の中でもとりわけ大きな事業でございますが、新宿シティハーフマラソン、健康マラソンでございます。昨年度につきましても、7,200名を超える申込者があったわけですが、なお規模の拡大であるとか走路につきまして、区民の皆さんが目につかれるような走路の設定等について要望を受けているところでございますが、いろいろ道路事情等で難しい点がございまして、何とか少しでも走路を拡大しながら、大きなイベントにしていければいいなということで、現在警察を始め関係諸団体と調整をしているところでございます。

18ページをごらんいただきたいと思っております。18ページにつきましては、文化財や郷土資料の調査研究事業でございますが、下の方の普及啓発事業の特別展でございますが、今年度につきましては徳川御三家ということで、「江戸屋敷発掘物語」というふうに銘を打ちまして、文京区、千代田区と一緒に共同開催をして、それぞれ御三家の歴史に触れていただく機会をつくらうということで、大きく取り組む予定になってございます。

それから、23ページを開いていただきたいと思っております。受託事業でございますが、18年度

から、今まで教育センターの方で運営しておりましたプラネタリウムにつきまして、管理運営を受託いたしましたので、この施設の有効利用とあわせまして、回数増等で、一般区民の方にも御利用をしていただけるような多彩なメニューを提供していきたいというふうに考えているところでございます。

24ページ以降になってきますが、24ページの下段に(3)で指定管理というふうに書いてございますが、これは先ほど生涯学習振興課長が報告をしましたそれぞれ施設につきまして、なるべくその有効利用を図りながら、この計画書に沿った形で成果を得ていこうということで事業として組んだものでございます。経理につきましては、別途御説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、ずっと飛びまして、今度は収支予算につきまして御説明をさせていただきます。31ページでございます。これは総括表ということでここに書いてございますが、実はこの表の中で特別会計ということで、表頭にございます部分が指定管理業務にかかる部分についての予算でございます。実際には、このそれぞれの施設ごとに経理を行うということになってございますが、ここでは、施設をすべて集計した数字で計上をさせていただいてございます。

収入の部でございますけれども、前年度に比較しまして、3億4,000万円ほどの減というふうになってございます。これは、新宿スポーツセンターが、民間事業者の運営に任されるというふうなことに伴いまして財団の事業から外れたためと、あわせて今年度新宿からの派遣職員を13名お返しをして、人材の調達は別個に行うというふうにやったために、人件費等がかなり減ったことによるものでございます。率にして21%ほどの減でございます。

支出の分も、それに連動して、同等の規模で減少しているということでございます。

この中で、収入の部でござんいただきますと、事業収入のところ、自主事業収入が3,216万5,000円となっておりますが、前年度は1,478万1,000円でございますので、倍増ということで、先ほど説明してきましたように事業量の増大に伴いまして、自主事業収入がこれだけふえているというふうなことになってございます。

それから40ページをござんいただきたいと思っております。これが指定管理にかかわる特別会計の部分でございまして、表につきましては、すべての管理代行施設の集計値になってございますが、右側の方の説明の方で、それぞれの管理代行料の規模について表示してございます。このうち、この表の中で、支出の部のところをござんいただきますと、事業費はこの6億7,200万ということですが、予備費に、4,400万を超える数字を計上してございますが、これは事業計画、今までの数字を延長線上で考えたもので積み上げをしてきたわけでございます。

すが、その後も最小限の人員配置、あるいは人件費の単価の縮小というふうなところでいろいろやりくりをしてきたところ、年度当初では4,400万円ほどの経費節減効果が期待できるのではないかという見積りに基づくものでございます。

なお、私どもはこの4月に区の職員の派遣の解消とあわせて、今まで管理委託という形でもって企業の方にお任せしていた分のうち、直接窓口を担当する職員の部分につきましては、財団が直接雇用するというような方法をとったりしているわけですが、何分、今まで経験のない分野に飛び込んだわけでございますので、何かがあった場合に、特にお客様に対するサービスの低下ということには絶対にならないようにということで、その年度中途に必要があった場合に手当ができるように予備費に計上させていただいておりますけれども、これは先ほどお話ししたように、ぎりぎりの線で経営効率を図ろうとする中で生み出されたものでございますし、もしこれが仮に年度予定通り進んでいくということになりますと、この部分が利益という形で計上されてまいりますので、その際には、いろんな施設の整備であるとか改修であるとかということにつきまして、区と協議をしながらこの余剰金をそちらの方の経費に充てる等の形で、区の方に利益についての還元をしていきたいというふうに考えているところでございます。

大変時間がございませんので、わかりやすい説明はできませんけれども、以上が18年度の生涯学習財団の事業計画及び収支予算でございます。以上でございます。

櫻井委員長 ありがとうございます。では、中央図書館長、お願いします。

中央図書館長 報告の7と8につきましては、新宿区子ども読書活動推進計画に基づくものですので、一緒に報告させていただきたいと思っております。

1つは、計画に基づきまして新規に行う事業でございます。病院サービスの実施ということで、区内の50人以上の入所人員のある施設11病院を対象にサービスについて打診しましたところ、4病院の方から御解答いただきまして、平成18年4月に覚書を締結し、6月から実施するものでございます。内容につきましては、図書館の方で書架及び図書について選定しまして、2カ月に1回病院の方に配本、回収するものでございます。

覚書の内容につきましては、2番以下に実施方法、それから業務分担、それと物品等の管理。物品管理につきましては図書館が購入し、病院に貸与という形で病院がそのものについては責任を持って管理すると。それから4番として図書資料の選定としましては、子どもたちの年齢構成を十分協議しまして選定するものでございます。

あと、図書資料の除菌処理等ということで、図書館で除菌装置を購入しまして、搬出搬入

の際にこれを活用するというところでございます。

続きまして、報告 8 でございますが、18年度新宿区子ども読書活動推進計画の数値目標達成状況でございますが、これは16年 3 月に推進計画を作成しまして、その 5 カ年のそれぞれの数値目標を定めております。5 つの数値目標につきまして、それぞれ進捗状況を報告するものでございます。

まず、1 番の区立図書館の子どもの利用登録率につきましては、小学生以下 54.0% が 59.4%。中学生については 65.2% が 68.4% に上昇しました。ということでございます。

2 番目の区立図書館における年間貸出し冊数の増加につきましても、16年 3 月末が小学生以下 27万 9,000、それが 17年 3 月に 30万 7,000。中学生につきましては、3 万冊が 3 万 3,000 冊に、それぞれ増加したものでございます。

3 番の区立小・中学校の児童生徒の不読者率につきましては、16年度の小学校 5 % と同率の 17年度も 5 % でございます。それから中学校につきましては、16年度 31% だったところが 19% に、不読者率としては率が縮小しまして、それぞれ 19年度の目標値に達成したという状況でございます。

4 番の区立小・中学校における朝の読書等の実施率についても、16年度に 28校、93% だったものが、17年度は同率で 93%。それから中学校につきましては、中学校の統廃合により、17年度に 13校が 11校に減じたことによりまして、16年度に 12校、92% だったものが 10校、91% になったものでございます。

5 番の区立学校図書館図書標準の充足率につきましては、16年度が小学校 18校、17年度も同数で同率の 60% でございます。中学校は、16年度が 4 校、31% だったものが、統廃合の数値等によりまして、17年度につきましては、同数ですが 36% に上昇したものでございます。

以上、御報告申し上げます。

櫻井委員長 ありがとうございます。では、教育環境整備課長。

教育環境整備課長 それでは、報告 9 になります。牛込第三中学校特別教室棟のコンクリート強度不足に伴う対応についてでございます。こちら以下の部分でございます。

平成 17年度牛込第三中学校につきまして耐震診断調査を実施いたしましたところ、校舎棟のうちコンクリート強度が低い一部棟（美術室、理科室、家庭科室、技術室）、一般に特別教室と言われているものでございますが、このコンクリート強度が低いということが判明してございます。ちょっとおめくりいただきまして、校内案内図というものをつけてございます。こちらの校内案内図の左側、番号で 402、403 と書いてある美術室から始まりまして、

その下に降りまして、理科室、家庭科室、第2技術室と、こういった形で左2列が特別教室棟でございますが、こちらのコンクリート強度が弱いことが判明ということでございます。

1ページ目にお戻りいただきまして、教育委員会といたしましては、生徒の安全を第一に考えまして、緊急措置として4月当初より特別教室棟の使用を中止、これにかわる仮設校舎を早急に設置した上で、6月にはこの校舎、校内での新教室での授業を開始したいというものでございます。

具体的に1でこれまでの経過というふうになってございます。まず、減災社会への対応ということで、区の方針といたしまして第一次避難所、これは全小・中学校が対象になってございますが、すべての耐震診断を実施すると。この方針に基づきまして始まったものでございます。平成17年度に、まず耐震診断を実施してございます。コア抜き9カ所ということでございます。こちらではコンクリートの強度が基準値を大きく下回るという結果が出てございます。そしてさらに、詳細調査をかけたわけでございますが、ここにつきましても1階、3階の柱でコンクリート強度がさらに弱い箇所が判明したということで、耐震補強ができないとの結論が出されております。

それ以降はということで、このくだりにございます。教育委員会といたしましては、なるべく授業に支障のないよう、何らかの手立てはないのかというようなことで、特別棟の解体及びそれにかわる代替施設の新設、いろいろ検討を重ねておりました。

もう1点がこちらの中段にございますが、一般的に学校施設においては、コンクリートが低強度という理由だけで倒壊や圧壊のおそれはないというような事例に基づきまして、何とか特別教室棟を利用しながら代替施設を建設するということを検討してまいったわけでございます。そうした中で、仮に代替施設を建設設置するにいたしましても、約1年間かかると。使用可能になるまで1年間かかるということがございまして、その間の生徒の皆さんの安全性を確認するべく、専門家に3月29日になりますけれども、学識経験者の意見を聞いてございます。その結果が下から5行目でございます。特別教室棟はさまざまな角度から見てまれなケースであること。こういったことから、使用については相当慎重な判断が必要であるという結果を得たわけでございます。それを受けまして、先ほど出ておりました4月当初より特別教室棟の使用を中止すると。かわりに代替施設の建設を早急に設置するというような対応になったわけでございます。

裏面にまいりまして、現在予定しておりますが、まず1つは仮設校舎の設置でございます。これは設置期間が平成18年4月から6月までということで、この2カ月につきましては、授

業のカリキュラムを工夫して、特別教室対象の授業を何とか支障なく過ごせる限界が2カ月と。要するにカリキュラムの工夫をして対応できるのが2カ月といったようなことを学校側からいただいております。その2カ月間でございます。

設置場所でございますが、先ほどの校内案内図を1枚めくっていただきますと、学校の平面図がついております。そして、右側、屋内運動場の上にあるのが特別教室棟。こちらのコンクリート強度が弱いということでございます。今回予定しておりますのが既設校舎とありまして、左側に「理科」と書かれている部分、そして校庭の部分になりますが、技術と書かれている部分、こちらに仮設校舎を設置すると。それで、左側に家庭、美術、美術とありますが、これが2階部分というようなことになってございます。こういった対応をとらせていただくということでございます。

お戻りいただきまして、こちらの仮設校舎の使用期間でございますが、平成18年6月から平成19年3月までということで、この設置についての予算については予備費を充当する予定でございます。そして、こちら牛込第三中学校につきましては、さまざまな工事が今後予定されてございます。それを時系にまとめたものがこちらでございます。

まず(1)で、先ほどございました危険部位とされました、現在の特別教室棟の解体。それと、これは既に当初予算で認めていただいております特別教室棟を除く校舎部分の耐震補強工事を、18年7月上旬から18年10月下旬まで予定してございます。工事内容が、その下に括弧書きで書かれてございます。耐震補強工事、電気・給排水改修工事、解体跡地整備ということでございます。こちらは7月から10月ということになっておりますが、「*」にございますとおり、授業などへの影響が大きいと思われる工事については、夏休み期間中の施行を予定したいということでございます。こちらの予算措置については、当初予算の流用を予定してございます。

次に特別教室棟を解体して仮設校舎ということでございますが、あくまで緊急措置ということでございますので、(2)の部分でございます。特別教室棟の校舎建設工事となっております。こちらが先ほどの見取り図の次のページになります。現在の既設校舎棟のちょうどグラウンド側、屋内運動場の左側になります。こちらに特別教室棟を2階建てで設置することでございます。そして、当然のことながら、先ほどあった右上の解体工事部分については、跡地を整備するという形。それともう1点、先ほどの仮設の校舎につきましては、3月末をもって撤去していくという形になっております。先ほどの2枚目のペーパーに戻っていただきまして、その工事を18年12月上旬から19年3月下旬まで行う予定でございます。

工事内容としては(2)の括弧書きところでございます。特別教室棟建設工事、受変電設備取替工事、防球ネット・夜間照明等の移設等でございます。これについては予算措置がございませんので、第2回定例会で補正予算で対応していくという内容になってございます。

それともう1点。当初予算では、先ほどの屋内運動場を18年度中に工事する予定でございましたが、グラウンドもかなり制約される部分がございますので、グラウンドも使えない、体育館も使えないということではかなり支障が出るということで、屋内運動場につきましては、19年度の方に工事を先延ばしさせていただきたいという内容でございます。

(3)で、屋内運動場・給食調理室棟耐震補強工事というふうになってございます。

そして、あわせまして既存不適格ということで、こちらの既存不適格校舎部分の防火区画等改修整備、あるいは普通教室の間仕切りのバリアフリー対応も行いたい。ただ、授業などへの影響が大きいと思われる工事は夏休み期間中の工事を予定しているという内容でございます。

今回の措置につきましては、まず生徒の安全を第一に、そして授業への影響がなるべくないように、そういったことを最大限考慮した緊急措置の結果であるということで御理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

櫻井委員長 ありがとうございます。では、教育政策課長、お願いします。

教育政策課長 それでは、子どもの生き方パートナーについて報告させていただきます。資料10でございます。

平成17年の活動実績でございますが、この乙武洋匡氏につきましては、17年の4月から原則週2日、1日6時間ということで任用しているものでございます。そのときに、子どもの生き方パートナーとして任用したというものでございます。

今年度につきましては、子どもに関する現場を広く見聞きする活動を中心として、1年間で訪問した学校については、小学校30校、中学校11校、養護学校1校と、区立学校全42校で、延べ50校になります。また、適応指導教室の「つくし教室」も、定期的に訪問しているところでございます。各学校では授業を見学するだけでなく、できる限り子どもたちと直接触れ合う機会をつくって、積極的にコミュニケーションを図ってきたところでございます。

下の(1)の各学校での活動でございますけれども、主な活動内容でございますが、ここにあるように授業を見学したり、授業のゲストティーチャーとして参加したり、給食を一緒に食べたり、休み時間にボール遊びをしたり、教員・保護者など、子どもにかかわる人たち

から話を聞くと。こういう活動を具体的にさせていただきます。 の活動の様子、子どもたちの感想でございますけれども、これにつきましては、訪問後学校から送られてきた子どもたちの感想等を読みますと、行動力、前向きさ、発想力を初め、一人一人の声にじっくりと向き合う姿などが非常に印象に残ったと。学校の先生などは、子どもの声に真剣に耳を傾ける様子がすごく印象的だったということが言われてございます。

裏のページでございます。アで、子どもたちの印象に残った乙武氏の言葉ということで、これは後でお読みいただきたいと思います。イで、子どもたちの感想でございますが、これも後でお読みいただきたいと思います。

(2)の学校以外の活動でございますが、これは各フォーラムの参加でございます。小学生フォーラムとか中学生フォーラム。あるいは平和都市宣言20周年の記念誌企画で平和フォーラムというものがございましたが、これも乙武氏本人がかなり準備もして、進行役として参加したということがございます。

3 ページ目でございます。 研修への参加ということでは、教員を対象とするいろいろな職層・テーマの研修に参加して、現状を把握したり、教員の抱える課題について多方面から勉強する機会となったということでございます。

それでは、今年度の活動についてでございますが、雑駁でございますけれども、コミュニケーションをテーマにしてやりたいということが言われてございます。まず(1)の課題に対する提言でございますが、コミュニケーションを核のテーマとして個別テーマを設定して、その個別テーマの研究を通して課題を抽出し、その解決に向けた提案を行うと。研究に当たっては、効果的に進めるためのさまざまな手法を検討していきたいということでございます。(2) 授業への参加でございますが、当然のことながら、コミュニケーションの能力を伸ばすことにつながる授業、総合とか国語とかに参加しまして、これも企画段階から加わりまして、担当教員の方たちと一緒に授業を構築するなど、積極的に出たいということがございました。

失礼しました。2に「来年度」と書いていますが、これは「今年度」の誤りですので。申しわけありません。直してください。次のところの「来年度」も「今年度」の誤りでございます。申しわけありませんでした。

次のページに参考資料ということで、具体的に生き方パートナーとして活動した場所と日にちが書いてございますので、これも後でお読みください。

大変急いで説明いたしました。雑駁ですが以上でございます。

櫻井委員長 引き続きお願いします。

教育政策課長 引き続き、平成17年度の施設活用検討会最終報告書でございます。これも非常に枚数が多いものですから、概要を説明させていただきます。

まず、1ページをお開きください。最終報告書についてでございますが、平成17年12月に西落合ことぶき館・落合社会教育会館、区立四谷第三小学校跡施設、区立四谷第四小学校跡施設、高田馬場三丁目地区施設の施設活用方針案をまとめたところでございます。その後、該当地区の地区協議会とか、地域住民とか、関係団体に説明しまして、この地域における意見を踏まえて、今回の最終報告にしたというものでございます。

具体的にどこがどう変わったかということを簡単に説明させていただきます。

まず2番目の各施設に関する分科会最終報告でございます。(1)西落合ことぶき館・落合社会教育会館ですが、4行後の西落合ことぶき館・落合社会教育会館の持っている集会室機能は、平成19年6月開設予定の落合第二地域センターに機能統合する。このため、両施設は平成20年3月末に廃止するというところでございます。西落合ことぶき館跡施設につきましては、子育て中の親、子育てが終わった世代、高齢者など幅広い年代の区民が主体的にかかわる、三世代交流を基本コンセプトにした区民活動スペースとするというところでございます。

次、(イ)の落合社会教育会館跡施設でございますけれども、これにつきましては、中落合第一保育園の定員・機能の拡充に活用するということが決まっております。ずっとその後7行目ぐらいに、新しい保育園につきましては、平成23年度のオープンを目指すとともに、運営形態についてはさまざまな方法を検討していくというところでございます。

次に4ページでございます。(2)の区立四谷第三小学校施設の活用でございます。これにつきましては、同校跡地を含めた周辺地区と一体となった市街地再開発事業の適用を念頭に、活用方針の検討を行ってきましたけれども、現段階では結論が得られておりません。そのために、今後は地区内における国有地の活用動向や、国への協力を働きかけるタイミングを見据えつつ、四谷駅前地区まちづくり協議会や地域住民との検討を行っていく中で、今後方針を定めていきたいというふういたしました。

次に(3)でございますが、区立四谷第四小学校施設活用検討分科会でございます。5ページ目をお願いします。アのところでございますが、四谷第四小学校の跡地につきましては、地域のひろばとして活用する。ひろばづくりに当たっては、地域の方が自主的・主体的に企画・立案段階から参画し運営するという、参加と協働によるひろばづくりのモデル事業とするということが決まっております。

(4)でございますが、高田馬場三丁目地区施設活用検討分科会でございます。一番下の方の老朽化している施設が多いため、建て替えを基本としながらも、現在の施設を有効に活用して、子どもや高齢者等の多様なニーズを踏まえた施設に再構築するということで決まっております。

では具体的にどうかといいますと、6ページ目でございます。関係のあるところだけを読ませていただきますと、(エ)西戸山社会教育会館分館につきましては、平成19年度に閉館して、新しい高齢者向け施設の地域集会室に集会室機能を移すということが検討されたわけでございます。次に(カ)でございますが、戸塚第三幼稚園でございます。平成18年度まで下落合保育園の仮園舎として使用した後、高田馬場第一保育園の仮園舎として使用し、その後こども館として使用する。なお、下落合保育園と高田馬場第一保育園の仮園舎としての使用に支障のない範囲で、平成19年度につきましては、新しい高齢者向け施設の代替施設として活用するということでございます。

非常に雑駁でございますが、以上、報告させていただきました。以上でございます。
櫻井委員長 ありがとうございます。

報告が長い上に、きょうは後の時間が迫っておりましてちょっと大変なんですけど、まず報告1から御質疑がありましたらお願いしたいと思います。報告1は教育委員会事務局幹部異動。これはよろしゅうございますね。

では、報告2、平成18年度新宿区立小・中学校児童生徒数についてでございます。ただ、急いでいても大切なところを逃すといけませんので。いかがでしょうか。

戸塚第二ですか、学童クラブができましたね。ほかにはそういった計画というか案というのはないんですか、ほかの学校でも。

学校運営課長。

学校運営課長 現在、17年の4月から富久小学校で運営をしてございます。さらに戸山小学校でも設置することが決定してございます。

櫻井委員長 何かございませんか。特にはよろしいですか。

では、報告3に移ります。緑化推進対象校の選定についてです。

これは、最終年度の平成19年度で、全校網羅できたということになるんでしょうか。

教育環境整備課長。

教育環境整備課長 19年度で全校ということでございます。

櫻井委員長 いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、報告4です。西早稲田及び新宿中学校の新校舎の実施設計についてです。よろしいですか。

内藤委員 これまで大体報告済みですから。

櫻井委員長 報告を受けてきたわけですから。

それでは、報告5に移ります。公の施設の指定管理者についてです。これも分厚かったんですが。何もございませんか。

木島委員、お願いします。

木島委員 もう、これは4月1日から実際にコズミックとかそういうところでスタートしているようですね。実際に利用している人たちの話を聞いたら、非常にサービスがいいという。好評のようでした。

櫻井委員長 それは、いい報告をいただきました。ほかにございませんか。よろしいですか。

それでは、報告6、財団法人新宿区生涯学習財団事業計画及び収支予算についてです。これはいかがでしょうか。

すごくけちなことを聞きますが、徳川御三家展は千代田区と一緒にやるということですが、もちろん両方からお金を出すんですね。

生涯学習財団担当課長 それぞれの施設にかかる分についてはそれぞれの区が負担し、共同実施する部分がございますので、それはそれぞれ必要な分担金を供出して、三区の利益になるような形の事業を行うということでございます。

櫻井委員長 ありがとうございます。平等に割るんですね。いかがでしょうか。

プラネタリウムなんですが、多彩なメニューということですが、プラネタリウムでどういうメニューというのがあるんでしょうか。

生涯学習財団担当課長 プラネタリウム、非常に立派な施設でございまして、星空を見ながら音楽の生演奏を聴くとか、あるいはそういう雰囲気の中で読み聞かせのような場面を設けていくとか、あるいは今後折衝する予定ですが、夏の暗い星空を見ながら講談師の方に夏の夜話を聞くとか、こういうふうなものを、今計画しているところです。

櫻井委員長 ありがとうございます。いかがでしょうか。よろしいですか。

では、報告7、病院サービスの実施についてですが。

これはタイトルがおかしくありませんか。病院サービスというと何かほかの。入院児童のとか何か。

中央図書館長。

中央図書館長 子ども読書活動推進計画の事業名を使ったと思うんですが、実質的には、今委員長が御指摘のように、病院に配本するサービスということでございます。

櫻井委員長 よく読めばわかったんですが、これだけ見るとなんだという感じでした。何かございませんか。

よろしければ報告8に移ります。新宿区子ども読書活動推進計画の数値目標達成状況の公表についてですが、よろしいですか。

報告9に移らせていただきます。牛込第三中学校の特別教室棟のコンクリート強度の不足に伴う対応についてです。これは、いろいろ御審議いただきたい部分もありますが、いかがでしょうか。

木島委員、お願いします。

木島委員 これは、前に強度を全部調べたとかという話は聞いたように思うんですけども、そのときは見落とされたんですか、これは。

櫻井委員長 教育環境整備課長。

教育環境整備課長 まず、平成8年度に1回診断を行ってございます。それは国の耐震マニュアルが変更される前で、平成13年に国のあれが厳しくなりまして、その後それを受けて17年に行ったということで、1回は行っておりますけれども、そのときは旧基準というようなことで、そこまでの精度は出ていなかったということでございます。コンクリートの強度が低いということは出ておりましたけれども、ここまでひどい状況ということは把握できなかったということでございます。

櫻井委員長 木島委員。

木島委員 参考に教えていただきたいんですけども、小学校・中学校というのは、マグニチュードに直すと耐震強度というのはどの程度までが基準として決められているんですか。

櫻井委員長 教育環境整備課長。

教育環境整備課長 一応、阪神・淡路大震災が6強ですので、あの程度耐えられるものを目標に、今耐震化を進めているということでございます。

櫻井委員長 いかがでしょう。これは、36年築ということですが、今までは大きな地震もたびたびありましたよね。そのときに何か影響というのがあったんでしょうか。

教育環境整備課長 特に、その辺は具体的に調査しておりませんけれども、大きなものとしてはなかったというふうに認識しております。

櫻井委員長 いかがでしょうか。これは、生徒たちもあっちに行ったりこっちに行ったりし

なくてはならないので、かわいそうですけれども、身の安全にはかえられませんからね。

いかがでしょうか。何かありますか。

内藤委員。

内藤委員 児童の安全ということだけでも大問題だけれども、この牛込第三中も含めて、近隣の住民の第一次避難場所になっているわけですね。だからそういうケースというのは、学校は、区立小・中学校の場合は非常に多いんですか。

櫻井委員長 教育環境整備課長。

教育環境整備課長 基本的には、区内小・中学校はすべて第一次避難所という扱いをしておりまして、今回のこの耐震診断をかけるという契機も、その安全を確保するのが大事だろうというところに端を発しているという話でございます。

櫻井委員長 ほかにいかがでしょうか。

内藤委員 しかし、グラウンドがなければふさがってしまうからやるなとも言えないしね。だから、それはやらなければいけない工事だからやむを得ないということになるんだと思いますが、やはり、我々というか民間の考え方からいったら、施行業者の責任を追及しますね。それはどういうことが可能なのか。道義的責任の追及にとどまるのか。相手の業者が存在し続けているのかどうかという問題も含めて。これはしかし、発注元の責任もあるんじゃないかな。これは築45年ですか。その辺の責任というのは専門技術的にはわかりませんが、専門技術的に責任があるのかどうかということも検討すべきことじゃないかと思いますけれども、いかがでしょう。

櫻井委員長 教育環境整備課長。

教育環境整備課長 以前、東戸山小学校で同様のケースがあったわけですが、その際は、年数がかなり経過しているということで、責任までは問えないと。要するに時効という話ですね。ということで問えないという話でございます。これは今判明したばかりですので、その辺も含めて検討してまいりたいと思いますが、東戸山の例を引きますと、なかなか難しいのかなというふうには考えております。

櫻井委員長 次長、お願いします。

次長 今、教育環境整備課長が申し上げたように、法律的には既に責任をとるのは難しいということなんですけれども、道義的責任というようなことがございまして、前回の東戸山小学校のときも、そういう交渉を都市計画部門でしております。今回も、恐らく同様なことはせざるを得ないケースだろうというふうには考えてございます。

櫻井委員長 まだ、業者そのものは存在しているわけですか。

次長 全く同じ形ではないですけども、存在はしています。

櫻井委員長 いかがですか、ほかに。よろしいですか。

では、報告10、子どもの生き方パートナー活動実績について、いかがでしょう。

かなり意欲的に活動していただいていますね。よろしいですか。

内藤委員。

内藤委員 乙武さんをお願いしたのは、新宿区として大変なヒットだと思うんです。これはあと何年とか、そういう目途はあるんですか。

櫻井委員長 教育政策課長。

教育政策課長 非常勤職員ですので1年ごとの更新でございます。とりあえずは18年度は任用したということでございます。

内藤委員 18年度はやっていただけということですね。

櫻井委員長 ほかによろしいですか。11に移ってもよろしいでしょうか。すみません、急いで。報告11、施設活用検討会最終報告書なんですが。これは何かございますでしょうか。

よろしいですか。内藤委員もよろしいですか。

内藤委員 ちょっと一般論になってしまって恐縮なんですけれども、社会教育会館ね。つまり学校というのは、いろんな意味で地域の人たちも関心を持っているし、注目を集める存在で当然あるわけですが、やはり社会教育会館というのは、なかなか設備はあるけれども利用状況はどうかという。言葉が適切かどうかわかりませんが、学校に比べるとどうしても目が届かないという面があると思うんですよね。だから社会教育会館の活用ということは、要するに本格的に新宿区教育委員会の施策として、ちょっと本格的に取り上げてみたらいいんじゃないかと。これはまことに一般論で恐縮ですが、例えば団塊の世代が定年を迎えるというか仕事を終えるというような時代背景を考えると、こういった生涯学習財団関連ももちろんなんですけれども、学校以外のこういった施設の充実・活用ということは、これから非常に重要になってくると思います。

櫻井委員長 生涯学習振興課長。

生涯学習振興課長 委員のおっしゃるとおりでございまして、昨年度中に社会教育委員の会議の方で提言がございまして、当委員会でも御報告があったというふうに思いますが、これからの生涯学習振興施策の方向性ということで、社会の変化に対応した社会教育会館の機能とそのあり方についてということで、2年間の検討の結果で提言というものを出示しております。

す。その中で、今もお話がありましたように、やはり従来の利用率の問題、それから施設の問題、老朽化していると、ありますので、それに対しての一点は提言ということで案も出ております。拠点施設及びそれ以外の施設とか。幾つか出ておりますので。この提言を受けまして、今後どういうふうにしていくかというの、庁内の方でも検討を進めていきたいというふうにご考えております。

櫻井委員長 ぜひ、では検討をお進めいただきたいと思います。よろしいですか。ほかにご
ざいませぬ。

では、本日の日程で報告12、その他となっておりますが、事務局から何かございますか。

教育政策課長、お願いします。

教育政策課長 教育指導課長より1件ございますので、よろしくお願いいいたします。

櫻井委員長 では、教育指導課長。

教育指導課長 それでは、悲しい御報告をしなければなりません。お許してください。

区立小学校2年女児の転落事故について御報告させていただきます。

発生日時、平成18年4月10日月曜日、18時40分ごろ。昨日でございます。対象児童は区立
小学校第2学年女児とそのお母様ということで、新宿区富久町に在住の方でいらっしゃいま
す。

事故の状況及び学校の対応の主な点を御報告いたしますが、18時40分ごろ、自宅マンショ
ンから親子ともに転落し、救急車により東京女子医大病院に搬送されたということです。19
時50分、警察より19時32分に母子ともに死亡の確認との連絡を受けました。学校も教育指導
課等に連絡を即入れるとともに、関係者に連絡いたしました。

教育委員会の対応としましては、事故概要について関係職員へ報告するとともに、学校か
ら事実経過を聞き取り、校長に対して今後の対応について指示をしてきました。同時に指導
主事2名を学校に派遣。本日も職員出勤時に指導主事2名を派遣して対応してまいりました。

本日の対応でありますけれども、教職員は7時20分に出勤し、子どもたちの登校時の見守
り体制を図りました。また、保護者にも登校時の見守り体制の御協力を仰ぎました。窓口を
校長が一本化し情報の混乱を防ぐというようなこと。そして、子どもが登校後は児童朝会を
開き、事実を児童に知らせたということ。朝会の後に学級指導を行い、1時間目を学級指導
を基に全学年道徳（命の尊重について）の指導を行ったということ。下校指導は、1年は集
団下校、2年生以上も午前授業として下校を繰り上げて行っているところであります。

いずれにしましても、何よりも亡くなられたお子様とお母様の安らかな御冥福を、心から

お祈りすること。そして、残された子どもたちが精神的に安定を図っていくことを第一として、今後も取り組んでまいります。

以上でございます。

櫻井委員長 残念な報告ですけれども、子どもたちはいかがなんでしょうか。

教育指導課長 何と申し上げたらいいのかわからないんですけれども、予想していた以上に、子どもたちも学校の先生たちも落ち着いてしっかりと事実を受け止めつつ、取り乱したりというようなことはうかがえない。ただし、心、内面の問題がありますから、そこら辺のことも含めて、慎重に子どもたちをケアしていかなければいけないと思っておりますので、緊急にスクールカウンセラーを派遣したりとか、今後も推移を丁寧に読み取っていかねばいけないというふうに受け止めているところでございます。

櫻井委員長 事故ではないんですね。故意にということですよ。

教育指導課長 まだ、新聞報道が、一番子どもの情報としてはうかがい知るところでありますし、いろいろと関係機関からも情報をいただいておりますけれども、確定的なことは申し上げられないので、マスコミ報道のところでは状況を判断しているというところでございます。

櫻井委員長 わかりました。よろしいですか。

それでは、報告事項は以上で終了といたします。

閉 会

櫻井委員長 本日の教育委員会は以上で閉会といたします。

午後 3時48分閉会